

青葉区公告第 78 号

公 示 送 達



次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第143条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年5月29日

横浜市青葉区長 中島 隆雄



送達を受けるべき者	氏名又は名称	川木原 博之 ほか17名 別紙一覧のとおり
送達する書類名	介護保険料令和7年度 10月、11月、12月及び2月期分督促状	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

	公示送達 別紙
送達する書類名	送達を受けるべき者の氏名又は名称
横浜市介護保険料督促状令和7年度10月期	川原木 博之
横浜市介護保険料督促状令和7年度11月期	川原木 博之
横浜市介護保険料督促状令和7年度12月期	川原木 博之
横浜市介護保険料督促状令和7年度2月期	松川 義和
	小野 喜一郎
	原田 豊
	小玉 昭夫
	小川 雅道
	杉山 宏子
	磯 文雄
	坂田 安弘
	佐藤 弥生
	渡部 洋子
	森川 かおる
	栗田 清
	安井 孝之
	坂田 美淑
	大熊 一義
加川 和宏	
高永 兼行	

